

日本学生支援機構奨学金

給付奨学金自宅外月額申請に係る書類の 早期提出について

令和5年度より、給付奨学生採用候補者の自宅外月額適用に係る申請が、進学前に行えるようになり、初回振込月から自宅外月額の給付を受けることができるようになりました。進学前の申請を希望される方は、下記の要領で申請してください。

記

1 対象者

本学に進学が決定している給付奨学生採用候補者

2 申請書類提出期間

令和7年2月28日（金）～3月14日（金）（必着）

3 提出書類

- ①通学形態変更届（兼自宅外証明書送付状）[給付様式35]
- ②自宅外通学であることを証明する書類（賃貸借契約書の写し等）
- ③その他申請に必要な書類（給付様式35の3ページ目のフローにてご確認ください）

4 提出先

以下の宛先まで郵送してください。

〒305-8577

茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学学生部学生生活課経済支援チーム

5 留意事項等

- ①書類が調わない方は、進学後に提出することも可能です。進学後に申し込むと自宅外月額の反映は遅くなりますが、自宅外通学とJASSOに認定された月からの分がまとめて振り込まれますので、総給付額に変わりはありません。また、進学後に提出する場合は提出先が異なります。ご所属の支援室学生支援担当までご提出ください。
- ②学生宿舎に入寮予定の方は、入寮してからでないと証明書類が発行できないため、入学後に申請してください。

令和7年2月20日

学生部学生生活課